

平成28年 1月

法人インターネットバンキングサービスご契約者 様

会 津 信 用 金 庫

**「しんきん法人インターネットバンキングにおける預金
等の不正払戻しによる被害補償規定」制定のお知らせ**

当金庫では、法人インターネットバンキングを契約されているお客様が安心してご利用いただけるよう、下記のとおり「しんきん法人インターネットバンキングにおける預金等の不正払戻しによる被害補償規定」を制定し、補償を行うことといたしましたのでお知らせします。

今回の規定の制定は、全国銀行協会の申し合わせ「法人向けインターネットバンキングにおける預金等の不正払戻しに関する補償の考え方」（平成26年7月17日付）を踏まえた対応であります。

なお、お客さまにおかれましては、本規定の補償の要件等をご理解のうえ、当金庫がお願いしているセキュリティ対策を着実に実施していただきますよう重ねてお願いいたします。

記

1. 制定日

平成28年 1月25日（月）

2. 補償限度額

1口座あたり年間1,000万円

3. 補償の要件等

添付の「しんきん法人インターネットバンキングにおける預金等の不正払戻しによる被害補償規定」をご覧ください。

4. お問合せ先

会津信用金庫 事務部 事務管理課

インターネットバンキング担当

TEL 0242-25-3161

（平日 9:00～17:00）

以 上